

# 令和7年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務 委託仕様書（提案競技用）

## 1. 委託業務名

令和7年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務

## 2. 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 3. 業務委託の目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用し、イベント出演とSNSでの発信を軸としたプロモーションを実施することで、しまねっこをファクターとする本県の新たなファン獲得、誘客促進及び効果的な情報発信を図る。

## 4. 委託業務の内容

### (1) SNSを活用した情報発信業務

① しまねっこ公式SNSについて、以下の掲載回数のおり情報発信を行うこと。

媒体名	掲載回数・頻度	アカウント
Instagram	月20投稿以上	<a href="https://www.instagram.com/shimanecco_kankou/">https://www.instagram.com/shimanecco_kankou/</a>
X	月20投稿以上	<a href="https://twitter.com/shimanecco">https://twitter.com/shimanecco</a>
Facebook	月20投稿以上	<a href="https://www.facebook.com/Shimanecco">https://www.facebook.com/Shimanecco</a>
TikTok	月5回程度	<a href="https://www.tiktok.com/@shimanecco_kankou">https://www.tiktok.com/@shimanecco_kankou</a>
YouTube	ショート月5回程度	<a href="https://www.youtube.com/user/shimanehajimaru">https://www.youtube.com/user/shimanehajimaru</a>

② しまねっこが出演するイベント等の事前予告や当日告知、出演報告、キャンペーン企画、県の施策などの情報に加え、時季を捉えた観光情報の発信を行うこと。

③ SNSに掲載する動画や写真などの素材については、受託者において着ぐるみの着用及び取材・撮影（撮影機材の手配等を含む。）を行うこと。また、取材・撮影の許可や控室の手配については、受託者が該当施設や関係者に直接調整を行うこと。

④ より幅広いユーザー層に対して効果的にしまねっこ及び島根県の魅力を伝え、新たなファンの獲得及び本県への誘客促進を図るために、各媒体の特性等を考慮し、投稿する記事や素材について具体的なコンセプトを提案すること。

⑤ 県が特に重点的に情報発信を行うコンテンツについて、柔軟かつ効果的な情報発信を行えるように努めること。（例：美肌観光コンテンツ、伝統芸能、歴史・文化に関する情報等）

⑥ 閲覧者数の増加やしまねっこ及び島根県の認知度向上に効果的なハッシュタグ等を使用し、コンテンツの拡散に努めること。

(2) その他のSNSを活用した新たなファン獲得に向けた企画の実施

(1)による通常投稿のほか、しまねっこへの興味・関心を高め、話題づくりや新たなファン獲得につながる独自の企画をSNSにおいて年1回以上実施すること。

なお、企画実施にあたり着ぐるみの稼働を伴う場合は、併せて対応すること。

(3) イベント等出演対応業務

- ・ 県内で実施されるイベント等にしまねっこの着ぐるみを出演させること。(年150回程度)
- ・ 特に集客力が高く、情報波及効果の見込める県外イベント等に年2回しまねっこの着ぐるみを出演させること。
- ・ イベント等の出演依頼の受付やスケジュール調整、依頼者との出演に係る各種調整業務を行うこと。

※出演先が関東地方、関西地方、東海地方、山陽地方及び島根県隠岐郡のものを除く。

- ・ 提出された出演依頼書は、週1回取りまとめて県に提出し、県で出演可否の審査・決定後、依頼者と連絡調整を行うこと。
- ・ イベント等に出演するスタッフ(アクター・アテンド各1名以上)の確保及び派遣を行うこと。

※ 「しまねっこのうた」及び「しまねっこのBI・HA・DANCE」が踊れること。

※ 上記県内出演及び県外出演(2回)に係る人件費・交通費・宿泊費及び機体の発送料金などの経費は委託料に含む。

- ・ イベント出演決定後は、速やかにしまねっこ公式HP「しまねっこの部屋」に、出演スケジュールを掲載すること。

(4) 県が行う関連業務への協力体制の構築

- ・ 2025年1月に「しまねっこ」が誕生15周年を迎えたことを記念し、ファンとの交流機会や話題性の創出を図るリアルイベントを、民間事業者からの企画提案に基づいて実施する予定である。企画提案で採択された事業者と企画運営や連絡を行える協力体制を構築し、しまねっこに関する事業全体が円滑に進行出来るよう努めること。
- ・ 協力体制の構築に当たっては、適宜県と協議の上、その内容について決定すること。

(5) 貸与物品の管理及びメンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング等を実施すること。

- ・ しまねっこ機体 2体

(6) その他しまねっこに関する業務

## 5. 目標の設定及び効果検証の実施

### (1) 目標の設定

4(1)の各業務について、フォロワー数、いいね数、リーチ数又はクリック数などの目標（KPI）を具体的に設定すること。ただし、各数値目標を委託期間終了までに達成した場合も、引き続き予算の限り事業効果の最大化のため、委託期間内は事業を継続すること。

### (2) 効果検証の実施

- ・ 4(1)で掲げた項目について、常にモニタリングと分析を行い、最新状況を県に報告すること。
- ・ 上記の分析結果に基づき、目的の達成に資する具体的な改善策を提案し、県と協議の上で実施すること。

## 6. 県との調整

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と3か月に1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、5(1)に加え、県から報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

## 7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

## 8. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、SNS、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

## 9. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに県に提出すること。

- (1) 委託業務に要した事業費
- (2) 委託業務の実施による成果
  - ① 月別、県内外毎の出演回数
  - ② 主な活動記録
  - ③ SNS管理に係る状況・分析
  - ④ 県が実施した企画への参加状況及び結果
  - ⑤ 4(2)により実施した企画の効果測定結果

## 10. その他

- (1) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し島根県が承諾した場合はこの限りではない。
- (2) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、島根県の承認を得ること。
- (3) この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。